

桐生市の文化財

文化財番号 310

市指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 3 01 02 07

指定日 昭和41年 2月 9日

指定名称

じゅうそくじせきどう

重足寺石幢

施設名称等

重足寺墓地内



所在地 桐生市天神町三丁目838
管理者 西方寺

指定内容 石幢一基(高さ155cm)
製作年代 天文16年(1547)

概要

高さ155cm、竿石の直径27cmで、材質は安山岩の石幢である。台座上の竿石は上下二段につなぎ合わさっていて、「奉造立六道能化 地藏薩・尊容 妙栄□□精儀伏願因茲功力 現世安隠後世善 処故也 功德主妙栄信女敬白 時天文十六年丁未八月時正日」と、銘文が陰刻されている。

塔身には七地藏が彫刻されており、上端の宝珠は後補されたものらしいが、その他は建立当時の形態を残している。